



中小企業・小規模事業者を応援します

## 資金繰り・事業再生を支援します

お問い合わせ先: 中小企業庁 金融課 03-3501-2876

### ☆ 中小企業・小規模事業者の資金繰り・事業再生支援

- **日本政策金融公庫・商工中金**が、原材料・エネルギーコスト高の影響や消費税率引上げに万全を期すため、引き続きセーフティネット貸付を推進するとともに、民間金融機関から融資を断られた事業者向けの新たな融資制度を始めます。※1
- **信用保証協会**が、複数の債務を一本にまとめ、月々の返済負担を軽減する借換保証※2を推進します。
- **日本政策金融公庫**が、老朽化設備の新陳代謝、給与支給総額の引上げ、創業など、前向きな事業展開に向けた取組に対応した融資を促進します。※3

### ☆ 「経営者保証に関するガイドライン」の実施開始

- 経営者の個人保証について、
  - ①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと
  - ②早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円)を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
  - ③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除することなどを定めたガイドラインができました。(2月から実施開始予定)利用を御希望の方には専門家を派遣しアドバイスします。

※1 経営支援型の金融変化対応貸付:日本公庫等の定期的な経営指導を受ける場合や、雇用の維持拡大を行う場合に金利を最大0.5%引き下げます。

※2 借換保証と合わせて、産業競争力強化法により創設される経営改善サポート保証の活用が可能です。経営改善サポート保証とは、中小企業再生支援協議会による支援を受けて作成した計画に基づき、経営改善・事業再生に取り組む場合に、一般保証とは別枠で普通保証2億円、無担保保証8,000万円、特別小口保証1,250万円が利用可能となる制度です。

※3 耐用年数の過ぎた設備の入替えに要する資金について、日本政策金融公庫において当初2年間、適用金利を0.5%引き下げるなどの措置を講じます。

※ 本資料は、平成25年12月12日(木)に閣議決定された内容に基づき作成しています。

## 「好循環実現のための経済対策」

### 平成25年度補正予算案

## 中小企業・小規模事業者対策 のポイント

ものづくり・商業・サービス業  
がんばる商店街を支援します

小規模事業者、創業をめざす方  
を応援します

消費税率引上げに伴う対策の  
相談に応じます

資金繰り・事業再生を支援します

詳しい情報は、中小企業庁ホームページや中小企業庁が委託して運営する支援ポータルサイト「ミラサポ」でご覧いただけます。



ミラサポ

検索



## 中小企業・小規模事業者を応援します

### ものづくり・商業・サービス業を支援します

お問い合わせ先: 中小企業庁 ①創業・技術課 03-3501-1816  
②金融課 03-3501-2876

#### ☆ ものづくり・商業・サービス革新補助金

- ① 試作品・新商品の開発や生産プロセスの改善、新しいサービスや販売方法の導入など、中小企業・小規模事業者が事業革新に取り組む費用の2/3を補助します。

対象分野: ものづくりに加え、商業・サービス分野を追加

補助上限額: 1,000万円 (特定分野※への投資は1,500万円)

※特定分野: 医療・環境・エネルギー分野など

※小規模事業者のみが利用できる特別枠を設定します(上限700万円)。

- ② 金融機関から借入を行い耐用年数を超過した設備を入れ替える大規模投資(総資産の15%を超える設備投資)を行う場合に、借入額の1%相当額※を上限に補助します。

※例えば、事業者が1億円の借入れを行う場合、100万円を上限に補助します。

### がんばる商店街を支援します

お問い合わせ先: 中小企業庁 商業課 03-3501-1929

#### ☆ 商店街活性化支援補助金

- ・ 地域住民の安心・安全な生活環境を守るための事業(防犯カメラの設置などに加え、子育て・高齢者支援施設の整備や高齢者向け宅配サービスの提供などを追加)に要する費用の2/3を補助します。

補助上限額: 1.5億円

- ・ 消費を喚起するイベントや商店街のセールの実施に要する費用(チラシの作成、配布などを含む)を全額補助します。

補助上限額: 400万円※

※参加商店街数に応じて上限額を引き上げ

(例えば、5~9商店街で連携する場合は800万円)



補助金申請書類の作成負担を軽減するため、**原則3枚以内**にします！

### 小規模事業者を応援します

お問い合わせ先: 中小企業庁 小規模企業政策室 03-3501-2036

#### ☆ 小規模事業者支援パッケージ事業

- ・ 小規模事業者向けに、商工会議所・商工会が資金調達にも役立つ経営計画作成・施策情報の提供や補助金申請のためのセミナーや個別相談会を開催します。
- ・ 小規模事業者が、商工会議所・商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用(チラシ作成費用や商談会参加のための運賃など)の2/3を補助します。補助上限額: 50万円 (雇用を増やす場合は100万円)

### 創業をめざす方を応援します

お問い合わせ先: 中小企業庁 ①経営支援課 03-3501-1763  
②新事業促進課 03-3501-1767

#### ☆ 創業促進補助金 (第二創業も対象)

- ① 創業費用の2/3を補助します。 補助上限額: 200万円
- ② 産業競争力強化法に基づき、市区町村と連携する創業支援事業者※による、経営相談や交流会の開催などの取組を支援します。

補助上限額: 1,000万円 補助率: 2/3

※商工会議所・商工会や認定支援機関(税理士、中小企業診断士など)、地域金融機関など

### 消費税率引上げに伴う対策の相談に応じます

お問い合わせ先: 中小企業庁 財務課 03-3501-5803

#### ☆ 取引先いじめ防止対策事業

- ・ 弱い立場にある取引先(納入業者・下請業者・運送業者など)に、消費税率引上げ分を負担させることがないよう、全国の商工会議所・商工会などに相談窓口を設置するほか、出張相談なども実施します。